

(令和2年度実施分)

高等専門学校機関別認証評価

(付 選択的評価事項)

評価実施手引書

(付 改善状況の確認)

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構

目 次

第1章	評価の目的、実施体制	1
Ⅰ	評価の目的、基本的方針及び基準等	1
Ⅱ	評価の実施期体制（高等専門学校機関別認証評価委員会等の役割）	1
1	高等専門学校機関別認証評価委員会	1
2	評価部会	2
3	意見申立審査会、運営小委員会及び専門部会	2
4	評価委員会委員及び専門委員に係る留意事項	2
Ⅲ	評価部会における調査や分析	3
第2章	評価方法	4
Ⅰ	目的等の確認	4
Ⅱ	自己評価書等の分析等	4
Ⅲ	訪問調査	5
第3章	評価結果の決定	6
Ⅰ	評価結果（原案）の構成及び記述内容	6
1	認証評価結果	6
2	基準ごとの評価	6
3	選択的評価事項に係る評価結果及び事項ごとの評価	8
Ⅱ	評価結果の決定	8
第4章	改善状況の確認	8
Ⅰ	改善状況の概要	8
Ⅱ	時期	8
Ⅲ	方法	8

第1章 評価の目的、実施体制

I 評価の目的、基本的方針及び基準等

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が実施する高等専門学校機関別認証評価の目的及び基本的方針は、「高等専門学校機関別認証評価実施大綱」（以下「大綱」という。）のⅠ及びⅡに記載されているとおりです。また、評価の基準は、「高等専門学校機関別認証評価実施大綱」のⅢ、並びに「高等専門学校評価基準（機関別認証評価）」（以下「評価基準」という。）に記載されているとおりです。

評価には、学校教育法第109条第2項、第123条及び学校教育法施行令第40条に基づき、7年以内ごとに対象高等専門学校に受審義務がある認証評価（大綱Ⅲ（5）に明示する、希望により同時に受審できる選択的評価事項に係る評価を含む。）と、大綱Ⅵに明示する、基準を満たしていない場合のみ受審できる追評価があります。また、認証評価のフォローアップとして大綱Ⅴの③に明示する、「改善を要する点」に係る対応状況の確認も実施します。

機構が実施するこれらの評価等に関しては、上記の大綱、評価基準とともに、対象高等専門学校が機構に提出する書類等の作成等についてまとめた「自己評価実施要項」、訪問調査の実施方法等についてまとめた「訪問調査実施要項」及び、認証評価等を担当する委員を対象として評価方法等をまとめた本「評価実施手引書」を作成し、全てを公表しています。つまり、受審側の高等専門学校も評価側の委員も、これら公表された5種類の文書を基に評価等にあたることとなります。

なお、大綱Ⅳ（2）のとおり、評価担当者に対する研修を実施します。

II 評価の実施体制（高等専門学校機関別認証評価委員会等の役割）

評価の実施に当たっては、大綱のⅣ及びⅤの②にある体制等に基づき、具体的には下記の体制を構築します。

1 高等専門学校機関別認証評価委員会

（1）高等専門学校機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、

- ① 高等専門学校機関別認証評価の基本的方針を策定
- ② 書面調査、訪問調査等の評価業務全般を総括
- ③ 部会での検討結果を踏まえ、評価結果（案）の決定
- ④ 対象高等専門学校からの意見の申立てへの対応
- ⑤ 評価結果を決定

等、実施する評価全般に責任を有します。

（2）評価委員会の下に、具体的評価内容・方法等の審議を含め具体的な調査や分析等を行うために、評価部会を編成します。対象高等専門学校数に応じて、複数の部会を編成することもあります。

（3）基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立ての審議を行うため、評価委員会の下に意見申立審査会を設置します。

（4）評価委員会の会議の議案を整理するとともに、各評価部会間の調整を図るため、評価委員会

の下に運営小委員会を必要に応じて設置します。

- (5) 評価部会で具体的な調査や分析等を行うにあたり、部会の審議に資する観点から専門的な事項について調査や分析等を行う必要がある場合、必要に応じて評価委員会の下に専門部会を設置します。
- (6) 上記のほか、評価委員会の運営に必要な事項は、評価委員会が定めるところによります。

2 評価部会

- (1) 専門委員は、評価委員会で決定された評価委員会委員とともに、基本的に評価部会に所属し、担当する対象高等専門学校に関する調査や分析等を担当します。
- (2) 評価部会は、評価委員会が策定する基本的方針に基づき、書面調査及び訪問調査を行います。また、その調査結果に基づき評価結果（原案）を作成し、評価委員会に提出します。
- (3) 評価部会に部会長を置き、当該部会に属する評価委員会委員及び専門委員の互選により選任します。部会長は当該部会における意見の取りまとめ、部会内の連絡調整及び評価委員会との連絡調整等を行います。また、部会長は当該部会に属する評価委員会委員及び専門委員のうちから副部会長を指名します。副部会長は部会長を補佐します。

3 意見申立審査会、運営小委員会及び専門部会

- (1) 意見申立審査会は、当該評価実施年度の対象高等専門学校の評価等に携わらない専門委員により構成し、専門委員は評価委員会委員長が指名します。意見申立審査会に会長を置き、その事務を掌理します。会長の選任は、属する専門委員の互選により行います。会長を補佐するため副会長を置き、属する専門委員のうちから会長が指名します。
- (2) 運営小委員会及び専門部会に属すべき評価委員会委員及び専門委員は、評価委員会委員長が指名します。それぞれに主査を置き、その事務を掌理します。主査の選任は、属する評価委員会委員及び専門委員の互選により行います。主査を補佐するため副主査を置き、属する評価委員会委員及び専門委員のうちから主査が指名します。

4 評価委員会委員及び専門委員に係る留意事項

- (1) 大綱Ⅳ（3）のとおり、利益相反への適正な対応のため、評価委員会委員及び評価担当者は、自己の関係する高等専門学校に関わる機構における認証評価業務や審議には加わらないこととします。
- (2) 評価担当者は、当該評価実施年度の対象高等専門学校の評価に携わっていることについて、当該評価実施年度の年度末に公表されるまでは、取扱いに充分留意することとします。特に、専門委員は、選任されていること自体も年度末に公表されるまでは、取扱いに充分留意することとします。
- (3) 対象高等専門学校の評価に当たって、個別事例が生じた場合は、評価部会又は運営小委員会で随時協議し、統一的な見解の下で評価を実施することとします。
- (4) 評価者として知り得た個人情報及び対象高等専門学校の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないこととします。訪問調査においても、必要以上に個人のプライバシーには立ち入らないよう十分に注意することとします。
- (5) 対象高等専門学校の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源等の人的あるいは物的条件、地理的条件等を十分考慮して、評価を実施します。
- (6) 本評価は、対象高等専門学校が競争的環境の中で個性が輝く高等専門学校として一層発展す

るために、その教育研究活動等の改善・向上に資することを目的としていることから、対象高等専門学校の特徴ある取組や工夫、改善に向けての取組等について、必ずしも十分な成果を上げるに至っていないものに関しても配慮しつつ、評価を実施します。

Ⅲ 評価部会における調査や分析

評価部会における調査や分析等は、「書面調査の実施」、「訪問調査の実施」及び「評価結果（原案）の作成」からなります。

具体的には、評価部会に属する評価委員会委員及び専門委員のうち複数名が、対象高等専門学校の「書面調査の実施」、「訪問調査の実施」及び「評価結果（原案）（案）の作成」を担当し、その調査や分析等を基に、評価委員会で審議する評価結果（原案）を評価部会で作成します。

書面調査では、対象高等専門学校から提出された自己評価書（根拠となる資料・データ等を含む。）及び機構が独自に収集する資料・データ等を調査や分析します。

訪問調査では、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査します。

第2章 評価方法

I 目的等の確認

評価基準は、高等専門学校個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して対象高等専門学校が有する目的を踏まえて自己評価を実施するよう配慮されていますので、その目的について十分な理解が必要です。

そのためには、自己評価書に記載された「Ⅰ 高等専門学校の現況及び特徴」により対象学校の全体像をとらえた上で、「Ⅱ 目的」では、学校の使命、教育研究活動等を実施する上での基本的な方針、養成しようとする人材像を含めた達成しようとしている基本的な成果等が記述されており、また、学科や専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的についても記述されており、これらを十分踏まえて学校の全体的な意図を理解する必要があります。

なお、目的の内容自体は、基本的には評価の対象とはせず、分析・評価を実施する際の前提と位置付けられるものです。

Ⅱ 自己評価書等の分析等

書面調査では、対象高等専門学校から提出された自己評価書（根拠となる資料・データ等を含む。）及び機構が独自に収集する資料・データ等を調査や分析します。

（1）自己評価書等の分析等

自己評価書等の分析等は、「自己評価書「根拠資料編」」、「別添様式」、「別冊資料」及びその他の入手可能な資料も踏まえて、次の点について、評価部会において実施します。

- ① 「自己点検・評価の項目」ごとの分析
- ② 「観点」ごとの分析（①を踏まえて実施）
- ③ 「特記事項」ごとの分析（①を踏まえて実施）
- ④ 「基準」ごとの分析（②及び③を踏まえて実施）
- ⑤ 優れた点及び改善を要する点の抽出（「基準」ごとに①から④までを踏まえて実施）
- ⑥ 「重点評価項目」の分析（①を踏まえて実施）

（2）重点評価項目の分析

大綱Ⅲ（4）のとおり、教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証システム）を重点評価項目と位置付けて評価することとしており、評価基準において評価の視点1－1を重点評価項目として位置付けています。

（1）の⑥の実施に当たっては、次の3段階で分析します。

- ・ 重点評価項目である評価の視点1－1については、優れて重点評価項目の内容を満たしている。
- ・ 重点評価項目である評価の視点1－1については、重点評価項目の内容を全て満たしている。
- ・ 重点評価項目である評価の視点1－1については、重点評価項目の内容を一部若しくは全て満たしていない。

(3) 優れた点及び改善を要する点の抽出

「基準」ごとに、対象高等専門学校の目的を踏まえて、特に重要と思われる点を「優れた点」、「改善を要する点」として抽出するに当たっては、以下の考え方にに基づき実施します。

優れた点	1) 対象高等専門学校の取組状況や達成状況が高い水準にあると判断されるもの。 2) 必ずしも成果としては十分達成されていないものの、独自の工夫等を図った特色ある取組状況であると判断されるもの。 3) その他、優れた点として特記すべきであると判断されるもの。
改善を要する点	1) 対象高等専門学校の取組状況や達成状況が低い水準にあり、改善の努力や工夫が必要であると判断されるもの。 2) その他、改善を要する点として特記すべきであると判断されるもの。

(4) 選択的評価事項A、Bの自己点検・評価の項目ごとの分析・判断及び目的の達成状況の判断

選択的評価事項A、Bに係る自己点検・評価の項目ごとの分析・判断は、自己点検・評価の項目ごとの分析・判断に準じて確認・分析し、当該項目の自己点検・評価結果が妥当かどうかの判断をします。

選択的評価事項A、Bに係る各評価事項の分析・判断は、基準ごとの分析・判断とは異なり、対象高等専門学校が自ら定めた各評価事項に関する目的の達成状況について、4段階で、A、B各評価事項に、以下の「判断の際の考え方」を目安に、目的の達成状況の分析・判断をします。

判断を示す記述	判断の際の考え方
目的の達成状況が非常に優れている	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況が非常に優れており、目的に照らして全体の達成状況が非常に優れていると判断される場合
目的の達成状況が良好である	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況が優れており、目的に照らして全体の達成状況が良好であると判断される場合
目的の達成状況がおおむね良好である	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況に改善すべきところはあるが、目的に照らして全体の達成状況がおおむね良好であると判断される場合
目的の達成状況が不十分である	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況に問題があり、目的に照らして全体の達成状況が不十分であると判断される場合

Ⅲ 訪問調査

訪問調査については、「訪問調査実施要項」に基づき、実施します。

第3章 評価結果の決定

I 評価結果（原案）の構成及び記述内容

評価部会は、書面調査及び訪問調査で得られた知見を加えて、評価結果（原案）を作成します。
評価部会が作成する評価結果（原案）の構成及び記述内容は、次のとおりとします。

1 認証評価結果

（1）認証評価結果については、次の2通りで明示します。

① 基準1～8の全ての基準を満たしている場合

「高等専門学校評価基準を満たしている。」

② 満たしていない基準があった場合

全ての基準に係る状況を総合的に勘案して、高等専門学校として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認

確認できた場合、

「高等専門学校評価基準を満たしている。」

確認できない場合、

「高等専門学校評価基準を満たしていない。」

また、「高等専門学校評価基準を満たしていない。」と判断した場合は、その理由を記述します。

（2）重点評価項目の評価結果

重点評価項目の評価結果については、次の3段階で明示します。

「重点評価項目である評価の視点1－1については、優れて重点評価項目の内容を満たしている。」

「重点評価項目である評価の視点1－1については、重点評価項目の内容を全て満たしている。」

「重点評価項目である評価の視点1－1については、重点評価項目の内容を一部若しくは全て満たしていない。」

（3）上記の他、認証評価結果として、基準1～8の基準ごとに記載した「優れた点」、「改善を要する点」を抽出・要約し、主な優れた点及び主な改善を要する点として記述します。なお、「優れた点」、「改善を要する点」を抽出・要約するに当たっては、対象高等専門学校の目的に照らして、重要な位置付けにあると考えられる取組状況を考慮した上で、精選・整理したものを記述します。

2 基準ごとの評価

（1）評価部会は、書面調査及び訪問調査を経て検討・整理した分析状況に基づき、次のいずれかにより「基準ごとの評価」を記述します。

「基準○を満たしている。」

「基準○を満たしていない。」

- (2) 「基準ごとの評価」は、「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」、「優れた点」、「改善を要する点」の構成で記述します。

3 選択的評価事項に係る評価結果及び事項ごとの評価

選択的評価事項に係る評価結果については、選択的評価事項A、Bそれぞれ、

「目的の達成状況が非常に優れている」

「目的の達成状況が良好である」

「目的の達成状況がおおむね良好である」

「目的の達成状況が不十分である」

の4段階で記述します。

また、事項ごとの評価の記述構成等は、前記2に準じます。

II 評価結果の決定

- 1 評価部会が作成する評価結果（原案）は、評価委員会に提出され、評価結果（案）として取りまとめられます。評価委員会は機構事務局を通じて、評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象高等専門学校に通知します。
- 2 対象高等専門学校は、機構から通知された評価結果（案）に対して意見がある場合、申立てを行います。
- 3 評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を経て、評価委員会において再度審議を行った上で、評価結果を確定します。なお、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立ての審議に当たっては、必要に応じて、評価委員会の下に設けられた意見申立審査会で審議を行った上で、その結果を踏まえて評価委員会において評価結果を確定します。
- 4 確定した評価結果は、評価報告書としてまとめます。なお、評価報告書は、対象高等専門学校及びその設置者へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。

第4章 改善状況の確認

I 改善状況の概要

評価を受けた高等専門学校は、評価結果の確定後、当該結果において「改善を要する点」として指摘された事項のうち評価委員会が指定する事項について、次の評価を受けるまでの間、その対応状況を、機構に提出できることとします。

それに対して、機構は、提出された対応状況が十分であることを確認した上で、評価結果にその旨を追記して公表することとなっています。

II 時期

評価実施年度の翌年度以降、対象高等専門学校の判断により、様式に則って、提出されます。提出された年度内に、その対応状況について確認します。

III 方法

改善状況報告書の記述内容を、別添の根拠資料を含めて確認します。